

# 地縁による団体の手引き

－ 町内会、自治会等の法人格取得について －



担当課 環境文化部 くらし人権課

電 話 Tel22-1134 (直通)

Tel22-1111 内線 1154

# 目 次

第1章 区・町内会の法人化とは	1
1 「地縁による団体」とは	1
2 法人格取得の目的と法整備	1
3 地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等	2
4 法人格取得のための要件	2
第2章 法人格取得のための規約づくり	4
第3章 法人格取得のための名簿づくり	5
第4章 法人格取得の申請手続き	5
第5章 法人格取得後の団体の運営	8
1 総会の開催について	8
2 総会議決数について	9
3 代表者の変更	10
4 規約の変更	10
5 告示事項の変更	11
6 証明書の発行	13
7 税金について	15
8 登記について	15
9 認可地縁団体同士の合併について	16
第6章 不動産に係る登記の特例	17
1 認可地縁団体が登記の特例を受けるための要件	17
2 不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続	18
3 公告申請後の手続き	19
申請書類等の記載例	20
(1) 認可申請書（地方自治法施行規則第18条関係）	21
(2) 自治会規約作成例	22
(3) 規約変更認可申請書（地方自治法施行規則第22条関係）	42
(4) 議事録抄本の作成例	43
(5) 構成員名簿	44
(6) 自治会加入者調査書	45
(7) 保有資産目録	46
(8) 保有予定資産目録	47
(9) 地縁による団体の代表者の承諾書作成例	48
(10) 代理人の有無報告様式例	49
(11) 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無報告書作成例	50
(12) 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書記載例	51
(13) 認可地縁団体の印鑑登録申請書記載例	52

(14) 認可地縁団体印鑑登録原票 .....	53
(15) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 .....	54
(16) 認可地縁団体印鑑登録証明書 .....	55
(17) 委任状作成例① .....	56
(18) 委任状作成例② .....	57
(19) 委任状作成例③ .....	58
(20) 議決権行使書作成例 .....	59
(21) 告示事項変更の届出書 .....	60
(22) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 .....	61
(23) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書 .....	62
(24) 公告結果（承諾）の情報提供について .....	63
(25) 公告結果（異議申出あり）通知書 .....	64

## 第1章 区・町内会の法人化とは



### 1 「地縁による団体」とは

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、区域内に住所を有することのみを構成員の資格とした団体です。

したがって、区・町内会のように一定の区域に住所を有していれば、誰でも構成員になれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。これに対し、区域に住所を有することの他に、青年団や婦人会のように性別や年齢条件がある団体や、文化・スポーツ団体等で、活動の目的が特定のものに限定されている団体は、地縁による団体とは考えられません。

### 2 法人格取得の目的と法整備

従来、区や町内会は任意の団体でいわゆる「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられ、土地や建物などの不動産を所有していても団体名で不動産登記をすることができませんでした。

このため、団体が取得した土地や建物であっても団体員の個人名義や役員の名義で不動産登記をせざるを得ず、名義人の交代や、死亡等があったときには、債権者が不動産を差し押さえてしまったり、相続人が誤解で所有権を主張してしまったりなど様々な課題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3（1991）年4月に地方自治法が改正され、一定の要件に該当すれば、市長の認可の手続を経て、地縁による団体が法人格を取得し、不動産等の名義人になることができるようになりました。

これまでは不動産等を保有していない団体は認可地縁団体として法人

格が取得できませんでしたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により認可の目的が見直され、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」に変更されました。

それにより、認可地縁団体となることで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得等、数多くの恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

### 3 地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等

認可地縁団体が保有できる地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等は以下のとおり

①不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利

(土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、  
抵当権、賃借権、採石権)

②立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権

③登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）

④①～③のほか、地域的な共同活動に資する資産

(例えば地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する福祉のように供する車両又は、警備のように供する車両等)

### 4 法人格取得のための要件

法人格を取得するためには、市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は、次のとおりです。

必要要件	内 容
①活動	<b>区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。</b>  認可を受けようとする団体が、文化・スポーツや社会福祉等の特定

	<p>の活動を目的とするものではなく、広く地域的な共同活動を行うことを目的としなければなりません。現にその活動を行っているとは、町内会として数年にわたり活動がされていることを意味します。</p>
②区域	<p><b>地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間に渡って存続している区域の現況によらなければならないこと。</b></p> <p>区域が不明確であると構成員の範囲も不明確となり、住民間のトラブルの原因となる恐れがあります。区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。相当の期間とは2年以上を目安にしています。</p>
③構成員 (会員)	<p><b>区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。</b></p> <p>すべての個人とは、年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべてということです。これに反する加入資格等を定めることは認められません。また、相当数とは区域の住民の過半数を意味します。</p>
④規約 (会則)	<p><b>所定の要件を満たした規約を定めていること。</b></p> <p>法人化にするためには、規約を定めて団体の名称や目的、組織の運営方法等を明確にすることが必要です。規約の詳細は、「〇〇自治会規約（例）」（P 2 2以降）を参照。</p>

令和3年5月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第一条で地方自治法の一部改正が行われ、令和3年11月26日から、不動産等の権利の保有及び保有予定の有無に関わらず認可が可能になりました。

## 第2章 法人格取得のための規約づくり

地縁による団体が法人格を取得するに当たっては、最低次の8つの項目が含まれる規約を定める必要があります。規約を定めて団体の名称や目的、組織の管理運営方法等を明らかにすることが必要です。

### 【地縁による団体が法人格を取得するため規約への規定が必要な項目】

必要項目	内 容
①目的	スポーツや芸術等の特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものであることが必要で、団体の権利能力の範囲を明確にするため、具体的に定めることが望まれます。
②名称	名称については特に制限はありません。ただし、他の法令に名称の使用制限（財団法人、社会福祉法人、商工会等）は避けなければなりません。 例えば、〇〇自治会、△△町内会といった名称が良いと考えます。
③区域	活動の基盤となる区域を定めます。住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示を基本とします。
④主たる事務所の所在地	主たる事務所とは、地縁による団体が、主に、連絡や会合等で活用する場所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となります。事務所は、代表者の自宅に置く、或いは集会所等に置くとする場合がありますが、一般的には会合等を行う地縁団体が管理している集会所等にする場合が一般的です。 規約には、住所、地番を記載するほか、「本会の主たる事務所は、〇〇集会所（又は△△事務所）に置く。」とすることも可能です。
⑤構成員の資格に関する事項	「区域に住所を有する個人」のほかに、年齢や性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「表決権のない賛助会員として参加できる。」とすることは可能です。
⑥代表者に関する事項	法人格を取得しようとする地縁による団体は、必ず一人の代表者を置かなければなりません。規約には、代表者の選任方法、任期、職務などを定めます。
⑦会議に関する事項	通常総会・臨時総会の開催及び招集方法、決議事項等を定めます。また、議事録の作成についても定めておく必要があります。
⑧資産に関する事項	流動資産、固定資産を問わず、すべての資産の構成（負債は除く）、管理・処分の方法等を定めます。

これらの8つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

法人格を取得し認可を取得した地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が規約を変更する場合は、市の審査及び変更の申請が必要になります。（変更の手続きについては、10ページ以降を参照）そのため、町内会費等、変更が予測されるようなものについては、規約とは別に「細則」の中で定めることをお勧めします。

### 第3章 法人格取得のための名簿づくり

法人格を取得しようとするときは、すべての自治会構成員の名簿を提出していただきます。構成員（その区域に住所を有する個人であれば、年齢や性別は問わない。）であれば、子どもの名前も記載する必要があります。

名簿の様式については、氏名・住所が記載されていれば、特に定められていません。

この構成員名簿によって、法人認可の要件の一つである「現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか。」を判断することとなります。

※相当数とは、区域に住んでいる全人口（子ども、自治会未加入世帯を含む。）に占める構成員名簿の人口が半数を超えていること。

構成員名簿については、様式の例を載せてありますので参考にしてください。（P 4 4）

### 第4章 法人格取得の申請手続き

地縁による団体が、法人格を取得するための認可申請を行うときは、当団体の規約に基づき招集された総会で、認可を申請する旨の決議を行う必要があります。

また、この総会における決定に際し、認可申請に必要となる重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項については、同時に総会で決定しておくことが望まれます。

具体的には、認可を受ける地縁による団体に係る規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等の資産（保有見込も含む）の確定についてです。

法人格取得申請の決議のあと、地縁による団体の代表者（区長・町内会長等）が市役所くらし人権課へ以下の書類を添えて、認可申請と印鑑登録申請を行います。印鑑登録は、不動産登記をするときなどに必要となります。

(1) 認可地縁団体取得のための申請書類

項目	内容
①認可申請書	地方自治法施行規則第18条第2項規定様式 主たる事務所の所在地、代表者の押印（印鑑登録印以外でも可）が必要です。（記載例：P21）
②規約	第2章（P4）に示した8つの項目が含まれる規約 （作成例：P22～41）
③総会議事録抄本	総会で議決したことを証する書類 ※総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印のあるものがが必要です。（作成例：P43）
④構成員名簿	構成員全員の氏名、住所の記載が必要です。（作成例：P44） ※自治会加入者数調査書（作成例：P45）も併せて作成ください。
⑤区域を表した地図	地域が分かる地図に区域を朱書きしたもの。
⑥地域的な共同活動を行っていることを記載した書類	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。（総会議案・資料） 具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要。 （例）前年度事業報告書及び決算書 現年度事業計画書及び予算書
⑦申請者が代表者であることを証する書類	ア) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録で、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの イ) 申請者が代表者となることを承諾した承諾書の写しで、本人の署名・押印のあるもの（作成例：P48） ウ) 代理人の有無（作成例：P49） エ) 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無（作成例：P50）

※令和3年度の地方自治法の一部改正により、保有資産目録の提出が不要となりました。

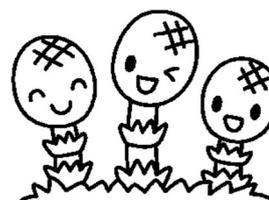
## (2) 地縁による団体の認可の告示

市長は地縁による団体からの申請に基づいて認可したときは、その旨を告示し、地縁団体台帳に記入します。

(告示とは法律に基づいて市が住民に周知することで、市の掲示板で公表することです)

### <告示する主な内容>

- ・地縁による団体の名称
- ・規約に定める目的
- ・区域
- ・主たる事務所
- ・代表者の氏名及び住所
- ・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の専任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ・代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ・規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ・認可年月日



申請を受け付けてから認可されるまでの期間は、概ね1ヶ月です。認可の通知は代表者宛に文書でお知らせします。

認可地縁団体告示事項証明書(地縁団体台帳の原本証明)と印鑑登録証明書は、告示後に申請により発行されます。

## 第5章 法人格取得後の団体の運営

### 1 総会の開催について

地方自治法第260条の13の規定により少なくとも毎年1回、開催する必要があります。また、同法第260条の4の規定に基づき、年度終了後3か月以内に、財産目録を作成する必要があることから、事業報告書、決算書等を作成し承認をいただくために、年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

認可地縁団体となったことで運営が大きく変わることはありませんが、総会を開催する際の定足数と表決権が規約に沿っているか、留意し運営する必要があります。

総会議事の通常事項で、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが実態的にも地域で認められ、合理的であると認められる場合に限り、表決権を世帯単位とする旨の規定を規約に定め、世帯単位で行うことができます。

しかし、重要事項（財産・規約の変更・解散）については、表決権は全ての構成員を単位とします。

#### 参考：議決事項

項目	重要事項	通常事項
事項	・規約の変更 ・会の解散 ・財産の処分に関すること ほか、重要事項の変更	・事業計画、予算 ・事業報告、決算 ・役員改選 ほか、小さな変更
表決権	1人1票	1世帯1票
定足数	全会員の2分の1以上	全会員の2分の1以上
委任	委任状が必要	出席者が世帯を代表する *同じ世帯の構成員から委任されたものとみなす。世帯内に限り口頭委任ができる。

また、令和4年5月20日に公布された「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44

号)」に関連して、地方自治法の一部改正（令和4年8月20日施行）が行われ、認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定（地方自治法第260条の19の2）が創設されました。

これにより、構成員全員の承諾が得られれば、実際に参集しなくても一堂に会するのと同様に相互に議論できる環境であれば、書面又は電磁的方法により決議を行うことができるようになりました。

総会を開催せずに、決議をする場合は、以下の方法が想定されます。

方法1（法第260条の19の2第1項）	方法2（法第260条の19の2第2項）
①総会を省略するかどうかを書面又はデジタルで問う	①総会の議案について、書面又はデジタルで問う
②構成員全員が賛成した場合は、総会を省略し、書面又はデジタルで総会の議案を採決（構成員の3/4以上の賛成で可決）する	②構成員全員が賛成した場合は、議案は可決
③構成員の一人でも総会の省略に反対した場合は、総会を開催する	③構成員の一人でも議案に反対した場合は、総会を開催し、再度討議する

<注意>

認可地縁団体の総会は、当該団体の意思決定を行う最高機関であり、本来、少なくとも毎年1回以上開催されるべきものです。

今回の改正は、総会を開催することなく総会の決議があった場合と同一の効力を認めるものであり、総会の場での討議を省略するという意味で重大な例外を認めるというものです。したがって、活用する場合は、必ず、構成員全員の承諾を得てください。

## 2 総会議決数について

総会の議決の定数について、重要事項である「規約の変更、団体の解散」等の決定事項については、原則、地方自治法第260条の3、第260条の21の規定により、総構成員の「四分の三以上」の同意があるときに限り、決定できます。ただし、規約に定め、その「四分の三以上」の規定数を変更することも可能ですが、少数会員の意思によって決定することは適切ではありません。なお、上記以外にも解散時の残余財産の処分など、認可地縁団体にとって重要な決定である事項は、総構成員の「四分の三以上」の同意を得ることが望ましいと考えます。

### 3 代表者の変更

認可地縁団体の代表者（区長・町内会長）が変更になった場合には、「告示事項の変更」の届け出をする必要があります。この手続きがされないと、告示されないので、代表者の変更が法律的に有効になりません。注意してください。

#### （1）告示事項変更（代表者変更）の届出書類一覧

項目	内容
①告示事項変更届出書	地方自治法施行規則第20条規定様式 代表者が変更になった事由、年月日等を記入していただく必要があります。（記載例：P60）
②総会資料	代表者の変更について総会に付議されたことがわかる資料
③総会議事録抄本	総会で議決したことを証する書類 ※総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものが必要です。（作成例：P43）
④地縁による団体の代表者の承諾書	申請者が代表者となることを承諾した承諾書の写しで、本人の署名・押印のあるものです。（作成例：P48）
⑤代理人の有無（必要に応じ）	地方自治法第260条の8の規定により代表者の代理行為を委任する場合に限り作成します。（作成例：P49）
⑥代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無（必要に応じ）	代表者の職務執行停止があり、職務代行者が選任されている場合に限り作成します。（作成例：P50）

市長は認可地縁団体からの変更申請に基づいて認可したときは、その旨を告示し、地縁団体台帳を修正します。

### 4 規約の変更

地方自治法第260条の3の規定により、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、「規約の変更」を行うことができます。

認可地縁団体の総会で、「規約変更」が付議され、決議された場合は、代表者（区長、町内会長等）が、地方自治法施行規則第22条の規定に基づき、市へ規約変更の認可申請し、認可を受ける必要があります。

## (1) 規約変更の認可申請書類一覧

項目	内容
①規約変更認可申請書	規約変更の内容及び変更する事由を記載した書類です。 (作成例：P 4 2)
②規約変更を総会で決議したことを証する書類	規約の変更について総会に付議されたことがわかる資料及びその結果、総会で承認されたことを証する書類 ※総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものが必要です。(作成例：P 4 3)

市が申請書類を受け付け審査し、認可されるまでの期間は、概ね1～2週間です。認可の通知は、代表者宛に文書でお知らせします。

## 5 告示事項の変更

市は、地縁による団体が法人格を得たことを認可後遅滞なく告示します。この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できることとなります。

そこで、認可地縁団体は市が行った告示事項について変更が生じたときは、代表者が告示事項変更届出書に告示事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対し届出を行わなければなりません。

認可地縁団体の告示事項は次のとおりで、この事項に変更がありその届出がないときは、市は告示事項について変更の告示ができないので、認可地縁団体はその変更について第三者に対抗できません。

<告示事項の変更手続きが必要な主な内容>

- ・地縁による団体の名称
- ・規約に定める目的
- ・区域
- ・主たる事務所
- ・代表者の氏名及び住所
- ・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の専任の有無
- ・代理人の有無
- ・規約に解散の事由を定めたときはその事由



・認可年月日 等

上記のほか、解散した場合及び清算終了の場合にも所要の事項を告示することになっています。

(1) 告示事項変更（代表者変更以外）の届出書類一覧

項目	内容
①告示事項変更届出書	地方自治法施行規則第20条規定様式 変更になった告示事項、変更になった事由、年月日等を記入していただく必要があります。(記載例：P60)
②総会資料	変更になった告示事項の変更について総会に付議されたことがわかる資料
③総会議事録抄本	総会で議決したことを証する書類 ※総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものがが必要です。(作成例：P43)

## 6 証明書の発行

### (1) 認可地縁団体の証明書の発行

土地・建物を自治会名義等で登記する場合、法人格取得後は様々な場面で認可地縁団体の証明書が必要になります。証明書の発行は、市役所くらし人権課で行います。

#### ①申請書類

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（記載例：P 5 1）

※申請書の様式は、多治見市役所ホームページからもダウンロード  
できます。

多治見市HP >暮らし >市民活動支援 >地縁による団体の認可

#### ②請求者

どなたでも可。

#### ③発行手数料

1通につき300円

#### ④証明書を発行するまでの期間

公印（多治見市長印）の押印承認の決裁手続きに、1～2日、要しますので、予めご承知おきください。

### (3) 認可地縁団体の印鑑登録と証明書の発行

認可地縁団体の印鑑登録手続き及び登録証明書の発行も市役所くらし人権課で行っています。

#### ア) 印鑑の登録

##### ①申請書類等

・認可地縁団体印鑑登録申請書（記載例：P 5 2）

※申請書の様式は、くらし人権課にあります。

※登録申請する代表者の印は、印鑑登録している印で押印願います。

・代表者の印鑑登録証明書

- ・登録したい認可地縁団体の印鑑
- ・委任状（代理人が申請する場合に限る）

## ②申請者

代表者又は代理人（地方自治法第260条の8に規定する代理人が選任されている場合に限る）

ただし、市役所のくらし人権課の窓口に来られる方はどなたでも結構です。

## ③登録手数料

1印鑑につき300円

### <留意事項>

登録できる印鑑は1団体につき1つです。また、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ②印影の大きさが1辺の長さが8ミリメートルの正方形におさまってしまうもの、又は1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ③印影の不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- ④その他市長が不相当であると認めるもの

### イ) 印鑑登録証明書の交付申請

#### ①申請書類等

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（記載例：P54）

※申請書の様式は、くらし人権課にあります。

- ・委任状（代理人が申請する場合に限る）

#### ②請求者

代表者又は代理人（地方自治法第260条の8に規定する代理人が選任されている場合に限る）

ただし、市役所のくらし人権課の窓口に来られる方はどなたでも結構です。

### ③登録手数料

1通につき300円

### ④証明書を発行するまでの期間

公印（多治見市長印）の押印承認の決裁手続きに、1～2日、要しますので、予めご承知おきください。

## 7 税金について

認可地縁団体に係る税金については、以下のとおりです。

収益事業にあたるかどうかや、減免措置が適用されるか否か等、詳しくは各窓口へお問合せください。

なお、設立の届出が必要な場合もありますので、設立後、速やかに各問合せ窓口へご連絡ください。

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	問合せ窓口
市税	固定資産税	課税 但し、減免となる場合あり	課税	税務課 資産税グループ 23-5834
	法人市民税	均等割：課税 但し、減免となる場合あり 法人税割：非課税	課税	税務課 市民税グループ 23-5830
県税	法人県民税	均等割：課税 但し、減免となる場合あり 法人税割：非課税	課税	東濃県税事務所 23-1111（代表）
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 但し、減免となる場合あり	課税	
国税	法人税	非課税	課税	多治見税務署 22-0101（代表）
	登録免許税 （不動産登記）	課税	課税	岐阜地方法務局 多治見支局 22-1002（代表）

## 8 登記について

法人格の取得により、新たに取得した不動産の登記の他、これまで町内

や自治会等が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産を自治会等の名義に移転登記することもできます。

なお、登記申請に際し、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書等が必要になる場合がありますが、これは、「6 証明書の発行、(1) 認可地縁団体の証明書」記載の「認可地縁団体台帳の写しによる証明書」とすることとされています。必要に応じてくらし人権課へご相談ください。

不動産登記についての詳しい手続については、法務局へお問い合わせください。

## **9 認可地縁団体同士の合併について**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）」が公布され、地方自治法の一部が改正となり認可地縁団体同士の合併ができるようになりました。（令和5年4月1日施行）

これまでは、合併をしようとする場合には、一旦解散をしたうえで新たな認可地縁団体を設立しなければならなかった手続きが、当該規程に基づく権利義務の全部の承継が可能となり、事務負担が軽減されるようになります。

（地方自治法第260条の20、第260条の24、第260条の31、第260条の38から第260条の45まで及び第260条の48 関係）

## 第6章 不動産に係る登記の特例

平成3年度から、認可地縁団体は、不動産登記の登記名義人になることができるようになりましたが、同団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があります、所有権の移転登記などについて不動産登記法に則った手続き（権利に関する登記の申請・登記権利者と登記義務者の共同申請（不動産登記法第60条）など）をとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障を来していました。

この問題を解決するため、地方自治法に認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例規定を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市が一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

### 1 認可地縁団体が登記の特例を受けるための要件

認可地縁団体がその所有する不動産についてこの特例を受けるには、当該認可地縁団体の区域を包括する市に対し、地方自治法第260条の38第2項に規定する公告を求める旨を申請しなければなりません。

認可地縁団体は、次の四つの要件を全て満たした場合に限り、この公告の申請を行うことができるとされ、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料を申請書に添付する必要があります。

- ①不動産を所有していること
- ②不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

## 2 不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続

認可地縁団体がこの特例を受けるに当たっては、認可地縁団体の区域を包括する市長が、認可地縁団体がその所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者に対し、異議を申し述べるべき旨を公告することが必要となります。

この公告を求める認可地縁団体は、代表者が公告の申請書類を揃えて、市長に対し申請します。この申請を認めるかどうかは、認可地縁団体から提出された公告申請書類を市が審査して行うこととなり、その他聴聞等の手続きは予定されていません。

### (1) 不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続書類一覧

項目	内容
①公告申請書	地方自治法施行規則第22条の2規定様式 地縁団体の名称、住所、代表者の氏名、住所、保有資産目録記載の不動産等を記入していただく必要があります。(記載例：P61)
②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書	認可地縁団体の名義に名義を変更しようとする不動産の現在の登記事項証明書
③認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録等	認可申請時に提出した保有資産目録等に該当する不動産が記載されている場合は、それを提出してください。 ただし、記載がない場合は、当該不動産の取得に係る経緯等について書かれた総会資料を提出してください。
④申請者が代表者であることを証する書類	認可の申請時もしくは告示事項の変更届出時に提出した資料一式を提出ください。
⑤地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項が確認できる資料	以下の4つの事項が確認できる資料を提出してください。 1 認可地縁団体が当該不動産を所有していること。 2 認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。 3 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。 4 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

### 3 公告申請後の手続き

認可地縁団体から公告の申請があり、市長が当該申請について「不動産に係る登記の特例」の適用要件を満たしていると判断したときは、「申請した認可地縁団体が、所有権の保存又は移転登記をすることについて異議のある登記関係者等が申し出てもらうよう求める」公告を概ね3月程度行います。登記関係者等が異議を述べる期間は、この公告期間内となり、異議がある者は関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

異議を述べる者がいなかったときは、地方自治法第260条の38第3項、第4項の規定に基づき市長は認可地縁団体に異議を申し出る者がいなかった旨の情報を提供いたします。

また、異議を述べる者があったときは、地方自治法第260条の38第5項の規定に基づき市長は認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議の理由等を通知し、公告による手続きは中止されます。その後、認可地縁団体と異議を述べた当事者との間で協議等を行うことは可能です。



# 申請書類等の記載例

(1) 認可申請書 (地方自治法施行規則第 18 条関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

多治見市長 様

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 日ノ出自治会

所在地 多治見市日ノ出町 1 番地 2

代表者の氏名及び住所

氏 名 多治見 太郎

代表者  
印

住 所 多治見市日ノ出町 3 番地の 4

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 その他の資料 (区域地図、総会資料)

## (2) 自治会規約作成例

### 〇〇自治会規約（例）

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡及び親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 防犯・防災並びに生活環境の向上
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

##### (名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

##### (区域)

第3条 本会の区域は、多治見市〇〇町△番××から、△番××までの区域とする。

##### (主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇町公民館・集会所に置く。

#### 第2章 会員

##### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

##### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

##### (入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に申し込むものとする。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

##### (退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

#### (役員の種類別)

第9条 本会の代表者は会長とし、次の役員を置く。

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 会長     | 1人   |
| (2) 副会長    | 〇人   |
| (3) 庶務     | 〇人   |
| (4) 会計     | 1人   |
| (5) その他の役員 | 〇人以内 |
| (6) 監事     | 〇人   |

#### (役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

#### (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、本会の事務を行い、会務を記録する。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

5 その他の役員は、庶務は会長が定める。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員は、業務の執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

### (総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

### (総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

### (総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

### (総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、所属する1世帯をもって1個とする。

(1) 前年度の事業報告と決算

(2) 新年度の事業計画と予算

- (3) 役員を選出
- (4) その他通常の事項

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 重要事項に関することの中で急を要するものは、役員会で議決し、執行することができる。この場合、次の総会で承認を受けなければならない。

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録

等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承諾を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ多治見市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の議決
- (4) 構成員の欠乏

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 〇〇自治会規約(〇年〇月実施)は廃止する。(旧規約の廃止)
- 3 この規約の施行の前日において〇〇自治会(旧会)の役員である者(第3条に定める区域に住所を有する者に限る。)は、この規約の規定にかかわらず、その任期満了までの間、この規約による役員に選任されたものとみなす。(経過措置)
- 4 この規約の施行の前日において〇〇自治会(旧会)の会員である第3条に定め

る区域に住所を有する個人は、第7条第1項の規定にかかわらず、入会申込書の提出を要しないものとする。(経過措置)

- 5 この規約の運用に伴い、その他必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。

## 〇〇自治会規約例の解説

【解説】規約の名称に特に制約はありませんが、通常は第2条に定める会名を使います。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡及び親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 防犯・防災並びに生活環境の向上
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

【解説】上記を含めて、その自治会の目的に沿って必要な事項があれば自主的に定めてください。ただし、規約の改正は総会の議決を必要としますので、あまり細かく規定しないほうがよいでしょう。

- (例) ①会員の親睦、研修、文化の向上
- ②保健衛生
  - ③祭典、体育等の行事
  - ④福利厚生
  - ⑤生活環境の向上
  - ⑥防火・防犯街路灯の管理など

#### (名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

【解説】この名称は町の名前や団地の名前に「自治会」「町内会」「区」をつけるのが一般的です。

#### (区域)

第3条 本会の区域は、多治見市〇〇町△番××から、△番××までの区域とする。

【解説】地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいものです。「〇〇町の区域とする」でもよいです。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇町公民館・集会所に置く。

【解説】この表示は住所のみでもよく、上記のように建物の名称でもかまいません。  
「会長宅に置く」とした場合は代表者の個人名は付けません。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】

- ① 従来、町内会への加入は世帯単位（1世帯1会員）で行われていたのが実情だと思われまます。しかし、法人化のための規約では、法令により加入は個人単位とします。この点が「第21条総会の表決権」や、別に定める必要がある「会費の額」などにも関係してきます。
- ② 加入希望者の年齢や性別を会員資格に加えることはできません。
- ③ 法人や団体は会員とはなれませんが、別途規定を設けることで表決権のない賛助会員とすることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】会費の徴収単位や金額の具体的な定めはこの規約本文ではなく、総会の議決事項か、または別に定める細則に移すことが適当です。規約本文に定めると変更の際の手続きが煩雑になります。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に申し込むものとする。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】入会手続は、入会希望者の入会の意思が町内会として確認できることが必要で、別途入会申込書を提出させるのも良いでしょう。また、入会に際しては、いかなる意味においても制約を課するようなものとするは認められません。

第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、町内会の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると客観的に認められる場合をいい、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。会費未納が長期になる会員の資格取扱いなどは、必要により細則に定めますが、この場合は慎重な取扱いが必要です。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会の代表者は会長とし、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 庶務 ○人
- (4) 会計 1人
- (5) その他の役員 ○人以内
- (6) 監事 ○人

【解説】役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成します。

会長は、区域の範囲により、区長や町内会長とされている事例が多いですが、全く別の方を選任することも可能です。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

【解説】監事は会務の執行を監査する職務上、他の役員と兼務することはできず、役員会の構成員になることはできません。監事には表決権はありませんが、会議に出席したり、事業に参加したりすることは可能です。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、本会の事務を行い、会務を記録する。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

5 その他の役員の庶務は会長が定める。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】第9条で、必要に応じて役員を定めた場合、第11条で職務を明確にしておく必要があります。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期满了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】役員の仕事は法律上特に規定は無く、自主的に定めていただくことができます。1年あるいは2年が多いようです。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事

項を議決する。

【解説】「通常総会」の名称は「定期総会」でもかまいません。認可地縁団体では、第14条の会員とは、個人を指します。しかしながら、多くの町内会では、従来、世帯単位での表決権をもつ運営をされています。第21条では、世帯単位で表決できる事項を定めています。

第15条の重要な事項の議決については、事業報告と決算報告、事業計画と予算の決定などがあります。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。開催時期は決算終了後3ヶ月以内とし、事業報告及び決算報告を行います。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】総会の招集通知は民法の規定により、少なくとも開催期日の5日前までとします。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

【解説】「総会の議長は会長がこれに当たる」と定めることもできます。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】 定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を含める必要があります。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、所属する1世帯をもって1個とする。

- (1) 前年度の事業報告と決算
- (2) 新年度の事業計画と予算
- (3) 役員を選出
- (4) その他通常の事項

【解説】 認可地縁団体において、会員の議決権は基本的に個人にあります。しかしながら、従来より世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたことから、第2項の規定により、通常の事項については世帯単位で表決することができます。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を含めなければなりません。また、総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために、議事録を作成する必要があります。認可地縁団体においては、議事録は、総会議案と共にくらし人権課にご提出ください。

## 第5章 役員会

### (役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

### (役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 重要事項に関することの中で急を要するものは、役員会で議決し、執行することができる。この場合、次の総会で承認を受けなければならない。

### (役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】自治会の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には難しいため、役員会において実務執行に関する事項を決定することが適当と考えられます。監事は会務の執行を監査する職務上、役員会の構成員になることはできず、表決権はありませんが、会議に出席したり、事業に参加することは可能です。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

【解説】財産目録は設立時及び毎年度総会で報告します(様式別添)。財産は、流動資産・固定資産を問わず全ての資産です。資産を管理し、経費を支弁するこ

とは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要します。総会において、処分のために総会の議決を要する資産については、予め決定しておく必要があります。

【 財産目録（様式） 】

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現 金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費 ×名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車両運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇月〇日発行利付国債			
(〇年) 第〇回			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差 引 正 味 財 産 (A-B)			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。  
2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承諾を受けなければならない。

【解説】通常総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に1回行うのが通例です。会計年度終了後から通常総会までの間の予算の執行は、実務上第33条2項のように定めておくことが適当です。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】会計年度は、多くのところでは、

「毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる」又は、

「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」となります。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ多治見市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】規約の変更は総会で決議する必要があります。規約変更をする場合は、くらし人権課で変更箇所の審査を受けたうえで、総会にご提出ください。また、総会で議決後、くらし人権課の担当者へ「規約変更認可申請書」をご提出ください。

なお、総会議決数の「4分の3以上」の定数を「2分の1以上」等に変更することは可能ですが、規約の変更は慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の議決
- (4) 構成員の欠乏

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。なお、総会議決数の「4分の3以上」の定数を「2分の1以上」等に変更することは可能ですが、解散は慎重であるべきです。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】残余財産の営利団体への寄附、会員への分配は適当ではないので、このように定めておくことが適当です。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

【解説】第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。

細則としては、「入会及び退会規則」、「会費（区費）徴収規則」、「弔慰金規則」、「会計規則」等が挙げられます。

#### 附則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 〇〇自治会規約（〇年〇月実施）は廃止する。（旧規約の廃止）
- 3 この規約の施行の前日において〇〇自治会（旧会）の役員である者（第3条に定める区域に住所を有する者に限る。）は、この規約の規定にかかわらず、その任期満了までの間、この規約による役員に選任されたものとみなす。（経過措置）
- 4 この規約の施行の前日において〇〇自治会（旧会）の会員である第3条に定める区域に住所を有する個人は、第7条第1項の規定にかかわらず、入会申込書の提出を要しないものとする。（経過措置）
- 5 この規約の運用に伴い、その他必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。

【解説】附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

既存の自治会では、法人化に際して従来の規約を廃止する必要があるために上記のような事項が附則に必要となります。

(3) 規約変更認可申請書（地方自治法施行規則第 22 条関係）

令和 年 月 日

多治見市長 様

規 約 変 更 認 可 申 請 書

認可を受けようとする地縁による団体  
の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名住所

氏 名

住 所

代表者  
認 印

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項に規定する規約の変更を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(4) 議事録抄本の作成例

〇〇自治会総会議事録 (抄本)

1 日 時 令和〇〇年4月10日午後〇時30分開会 午後〇時5分開会

2 会 場 日ノ出町会館

3 会員の出席状況

総会員数 (総会当日現在) 456名

出席者 (書面表決者並びに委任状提出者を含む) 345名

欠席者 111名

4 総会に付した事項

(1) 日ノ出自治会 規約の改正について

(2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について

(3) 多治見太郎 氏を会の代表者とするについて

(4) 佐藤三助氏及び山田次郎 氏を議事録署名人に選任するについて

5 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議事項

(1) 日ノ出自治会 規約の改正については、出席者の全員をもって可決した。

(2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員をもって可決した。

(3) 多治見太郎 氏を会の代表者とするについては、出席者の全員が同意した。

(4) 佐藤三助氏及び山田次郎 氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、令和〇〇年4月10日開催の日ノ出自治会の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和〇〇年5月10日

議長

鈴木 四郎

鈴木

議事録署名人

佐藤 三助

佐藤

議事録署名人

山田 次郎

山田

(5) 構成員名簿

構成員名簿

No.

番号	氏名	住所
1	多治見 太郎	多治見市日ノ出町3番地の4
2	多治見 花子	同上
3	多治見 空太	同上
4	多治見 蘭子	同上
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

名簿登載者数

人 (累計 人)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在



(7) 保有資産目録

保 有 資 産 目 録

団体の名称 日ノ出自治会

令和〇〇年4月10日 現在

1 不動産

所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
日ノ出町会館	150㎡	多治見市日ノ出町1番地2

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	200㎡	多治見市日ノ出町1番2

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量	
1 国債 利付国債 (〇年)	券面金額20万円 取得金額22万円

(国債、地方債、社債等については、銘柄、券面金額及び取得金額を明記)

(8) 保有予定資産目録

保有予定資産目録

団体の名称 日ノ出自治会

令和〇〇年〇月〇〇日 現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
日ノ出町会館	令和〇年〇月〇〇日		多治見市日ノ出町1丁目2番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期
土地	地上権	令和〇〇年〇月〇日
車両	所有権	令和〇〇年〇月〇日

(9) 地縁による団体の代表者の承諾書作成例

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

日ノ出自治会

地縁による団体の主たる事務所の所在地

多治見市日ノ出町1丁目2番地

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和〇〇年〇月〇〇日

代表者の住所及び氏名

住 所 多治見市日ノ出町3番地の4

氏 名 多治見 太郎



多治見市長 様

(10) 代理人の有無報告様式例

代理人の有無

令和〇〇年〇月〇日

地縁による団体の名称 日ノ出自治会  
代 表 者 名 多治見 太郎



1 代理人の有無

(1) 有

代理人 住所

氏名

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

《参考：地方自治法》

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(11) 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無報告書作成例

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地縁による団体の名称 日ノ出自治会

代 表 者 名 多 治 見 太 郎

代表者  
印

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2)  無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合  
職務代行者 氏名

住所

(2)  無

\* 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当の無い場合、「無」に○印をしてください。

(12) 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

多治見市長 様

請 求 者

住 所 多治見市日ノ出町3番地の4

氏 名 多治見 太郎



認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

下記の認可を受けた地縁による団体について、告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

- 1 請求にかかる団体の名称及び事務所の所在地

名 称 日ノ出自治会

所在地 多治見市日ノ出町1丁目2番地

- 2 請求通数

△ 通

- 3 手数料

円 (300円×通数)

(13) 認可地縁団体の印鑑登録申請書記載例  
第1号様式(第2条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

多治見市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 2px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">           代 表 印         </div> </div>	認可地縁団体の名称		日ノ出自治会		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		多治見市日ノ出町1丁目2番地		
	(資格) 氏名	( 会長 ) 多治見太郎	多治見	生年月日	昭和20年1月1日
	住 所		多治見市日ノ出町3番地の4		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人  代理人

住 所 多治見市日ノ出町3番地の4

氏 名 多治見 太郎 多治見

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 (資格) 氏名欄の氏名の次に押印する印は、本市において登録されている代表者等の個人の印を使用してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください)。
- 4 (資格) 氏名欄の( )には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 5 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入の上、代理人の印を押印してください。

(14) 認可地縁団体印鑑登録原票

第2号様式 (第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票

登録番号		登録年月日	
------	--	-------	--

抹消年月日	
-------	--

認可地縁団体の名称	日ノ出自治会		
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	多治見市日ノ出町1丁目2番地		
認可地縁団体の認可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
(資格) 氏名	(会長) 多治見 太郎	生年月日	昭和20年1月1日
住所	多治見市日ノ出町3番地の4		
登録事項修正	. . . . . . . . .		

印鑑	<table border="1"><tr><td>代 表 印</td></tr></table>	代 表 印
代 表 印		

備考	
----	--

(15) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書  
第3号様式 (第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

多治見市長

様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

登録されている 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     代 表 印                 </div>	認可地縁団体の名称	日ノ出自治会		
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地	多治見市日ノ出町1丁目2番地		
	(資格) 氏名	( 会長 ) 多治見太郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">多治見</span>	生年月日	昭和20年1月1日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 △ 通の交付を申請します。

申請者  本人  代理人

住所 多治見市日ノ出町3番地の4

氏名 多治見 太郎 多治見

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- (資格) 氏名欄の ( ) には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。

(16) 認可地縁団体印鑑登録証明書  
 第4号様式 (第5条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           代 表 印         </div> </div>	認可地縁団体の名称		日ノ出自治会	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		多治見市日ノ出町1丁目2番地	
	(資格) 氏名	( 会長 ) 多治見 太郎	生年月日	昭和20年1月1日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

多治見市長 古川 雅典 印

(17) 委任状作成例①

委 任 状

委任を受 けた者	住 所	多治見市		
	氏 名	代理人 の印	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日生
委任事項	①認可地縁団体告示事項証明書 <sup>の</sup> 交付申請に関すること ②認可地縁団体印鑑登録 <sup>の</sup> 申請に関すること ③認可地縁団体印鑑登録証明書 <sup>の</sup> 交付申請に関すること ④認可地縁団体印鑑 <sup>の</sup> 登録廃止の申請に関すること			

私は上記の者を代理人と定め、上記の委任事項の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任する人

住 所

氏 名



(18) 委任状作成例②

委 任 状

総会議長 様

私は下記の者を代理人と定め、令和\_\_\_\_\_年度〇〇自治会総会議案に関する事項を委任いたします。

記

代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

委任者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(19) 委任状作成例③

委 任 状

総会議長 様

私は令和\_\_\_\_\_年度〇〇自治会総会議案に関する事項を議長に委任いたします。

記

委任者

住所

氏名

令和 年 月 日

(20) 議決権行使書作成例

議 決 権 行 使 書

総会議長 様

私は令和\_\_\_\_\_年度〇〇自治会総会の議案につき下記のとおり議決権を行使します。

第1号議案 ( 賛成 ・ 反対 )

第2号議案 ( 賛成 ・ 反対 )

第3号議案 ( 賛成 ・ 反対 )

第4号議案 ( 賛成 ・ 反対 )

第5号議案 ( 賛成 ・ 反対 )

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)



(22) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

年 月 日

多治見市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(23) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

年 月 日

多治見市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

(24) 公告結果（承諾）の情報提供について

第 号  
年 月 日

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

多治見市長

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第260条の38第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

(25) 公告結果（異議申出あり）通知書

号

年 月 日

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

多治見市長

公告結果(異議申出あり)通知書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

(3) 公告期間

2 異議の内容等

(1) 異議を述べた登記関係者等

氏名

住所

登記関係者等の別

(2) 異議を述べた年月日

(3) 異議を述べた理由等



---

令和5年3月改訂(平成27年9月作成、令和4年5月改訂)

編集・作成 多治見市役所くらし人権課

TEL 22-1134 (直通)

22-1111 (代表) (内線1154)

地縁団体研究会編集、株式会社ぎょうせい発行資料を参照

---